

**岐阜県小水力発電導入可能性調査委託業務  
プロポーザル公募要領**

令和8年5月1日

岐阜県 環境エネルギー生活部  
省エネ・再エネ社会推進課

## 岐阜県小水力発電導入可能性調査委託業務プロポーザル公募要領

温暖化対策の観点に加え、エネルギー供給の強靱化、地域振興の観点などから、再生可能エネルギーの創出拡大と活用の促進に取り組む必要があります。

こうした中、本県は、豊富な水資源に恵まれ、水力発電に関するポテンシャルを有しています。

また、とりわけ砂防堰堤は、既存ストックの有効活用の観点からも小水力発電に活用することが期待できると考えております。

これを踏まえ、本業務は、地域や地元事業者の小水力発電への参入を促進することを目的に、県の管理する砂防堰堤等において、小水力発電の導入可能性調査を実施するものです。

本業務は、プロポーザル（企画提案）方式によって選定することとし、この公募要領は委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

### ○留意事項

本業務は、経済産業省の「令和8年度水力発電導入促進支援事業費補助金」を活用して実施することを予定しており、本県が同補助金の採択を受けられなかった場合などには、今回の企画提案による委託業務の執行は行わないことがありますので、予めご承知願います。

なお、委託事業の執行を行わない場合は、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、岐阜県はその損害について一切負担しません。

## 第1 募集の内容

### 1 委託業務名

岐阜県小水力発電導入可能性調査委託業務

### 2 業務内容等

別添「仕様書」のとおり

### 3 委託業務期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

### 4 委託費の上限

22,938,317円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

## 第2 プロポーザルに係る事項

### 1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人にあっては下記①から⑬までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては、すべての構成員が③及び⑭を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は③の要件を満たすこととし、⑭の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③ プロポーザル評価会議を開催する日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に

- 登載されている者であること。
- ④ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑩ 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑪ 労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること（加入義務のない者は除く。）
- ⑫ 令和3年度から令和7年度までの5年間に、国又は地方自治体において、エネルギー、環境に関する調査事業や研究事業の受託実績があること。
- ⑬ 共同体の各構成員は、プロポーザルに参加する他の参加者を兼ねていないこと。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を別紙7に沿って企画提案書を作成してください（様式は任意）。

- ・ 企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。
- ・ 企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・ 企画提案書は30ページ以内（表紙、添付書類含む）に収めてください。

- (1) 業務に関する企画提案
- ① 本事業に対する理解について
  - ② 本業務の実施方針及び実施内容について
- (2) 業務実施スケジュール等
- ① 業務実施スケジュールについて
  - ② 本業務に類する事業の過去実績について
  - ③ 経営基盤について
  - ④ 業務の実施体制について

### 3 応募の手続等

#### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金)
④ 企画提案書受付期間	令和8年5月1日(金)～令和8年6月10日(水)
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年6月下旬を予定
⑥ 選定結果の公表	令和8年6月下旬を予定

#### (2) 公募要領等の配布

① 配布日時 令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)

② 配布場所 <http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/494354.html>

(トップ>県政情報>入札・公売・>公募型プロポーザル)

※公募要領等は、原則、上記の県ホームページからダウンロードすることとします。

#### (3) 質問事項の受付及び回答

① 受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)

午前9時00分～午後5時00分

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を県に郵送、電子メールにより提出してください。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、県のホームページ上にて公開します。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/494354.html>

(トップ/県政情報/入札・公売/公募型プロポーザル)

#### (4) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月29日(金)

午前9時00分～午後5時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

② 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙2)

イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙3(該当する場合のみ))

ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙4(該当する場合のみ))

エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙5(該当する場合のみ))

③ 提出部数 1部

④ 提出方法等

・県に持参又は郵送にて提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

・郵送の場合も、令和8年5月29日(金)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

・持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(省エネ・再エネ社会推進課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

・参加者要件を満たさない場合は、参加者にその旨を連絡し、その後の企画提案書の審査は行いません。

## (5) 企画提案書等、書類の受付

- ① 受付期間  
令和8年5月1日(金)～令和8年6月10日(水)  
午前9時00分～午後5時00分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- ② 提出書類  
ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙7)  
イ 法人に関する書類  
    (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙8)  
    (イ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの  
        (団体の場合は、同様の内容がわかる資料)  
ウ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (任意様式)  
エ SDGsへの取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (別紙9)
- ③ 提出部数  
8部(正本1部、副本7部)
- ④ 提出方法  
・ 県に持参又は郵送により提出してください。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。  
・ 郵送の場合も、令和8年6月10日(水)必着となります。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。  
・ 持参する場合は、県庁1階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課(省エネ・再エネ社会推進課)を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。
- ⑤ 注意事項  
プロポーザル評価会議において、企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施してください。県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## (6) プロポーザル参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。  
ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合  
イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合  
ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合  
エ 公募要領に違反すると認められる場合  
オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合  
カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合  
キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合  
ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合  
ケ 委託費の上限を超える見積書の提案を行った場合  
コ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ② 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止  
企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止  
提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)
- ⑤ 返却等  
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担  
企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。
- ⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、後日通知する評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（別紙6）を省エネ・再エネ社会推進課に持参又は郵送により申し出てください。郵送の場合は、「特定記録郵便」等、必ず配達記録が残るものとしてください。

#### （7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

#### （8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課（エネルギー係）

TEL 058-272-1111（内線2948）

電子メールアドレス [c11268@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11268@pref.gifu.lg.jp)

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を上記の送付先まで電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「岐阜県小水力発電導入可能性調査委託業務」と記載した上で送信してください。

### 第3 評価に係る事項

#### 1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県小水力発電導入可能性調査委託業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）」において行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら採点します。

#### 2 プロポーザル評価会議

（1）開催日時 令和8年6月下旬（予定）

（2）開催場所 岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※開催日時・場所は予定であり、後日、改めて企画提案参加者に通知します。

（3）企画提案の制限時間

①プレゼンテーション 20分間

②選定委員からの質疑 10分間

（4）注意事項

- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください。
- ・ 1名でも指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはいたしません。
- ・ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施してください。

#### 3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおりです。

なお、各評価項目の合計点を構成員ごとに100点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点300点）が、60%以上（180点以上）であることを最低基準とします。

## 第4 選定に係る事項

### 1 最優秀提案者の選定

- ① 各構成員は別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- ② 構成員ごとに評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付すこととします。

順位	1位	2位	3位	…
順位点	3点	2点	1点	…

- ③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も高い提案者1名を最優秀提案者とします。
- ④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

### 2 順位点の合計点数が同点数の者が複数生じた場合

順位点の合計点数が最も高い者が複数生じた場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀提案者として選定します。

なお、提案金額についても同額である者が複数いる場合は、くじ引きにより順位を決定します。

### 3 提案者が1者または無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準点に満たない場合、または提案者がいない場合は再度公募の可否を検討します。

### 4 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに提案者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし応募者が2者の場合は公表しません。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議委員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約メールアドレス確認書」（別紙10）を提出してください。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県の協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（最低基準点を満たした者に限ります。）と協議を行うこととします。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当する時は免除します。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 法令等の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管

理、衛生管理、労務管理や危機管理に関する法令を遵守してください。

## 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

## 3 個人情報保護

受託者が、本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別紙「仕様書」の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

## 4 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、本委託業務終了後も同様とします。

## 5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期すため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。本委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができるものとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できることとします。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

## 第8 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### 1 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければいけません。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがあります。

### 2 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

## 第9 その他

最優秀提案者が、県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本委託業務契約締結の

日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル選定委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第10 問い合わせ先

岐阜県環境エネルギー生活部 省エネ・再エネ社会推進課（エネルギー係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁9階）

TEL 058-272-1111（内線 2948）

電子メールアドレス [c11268@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11268@pref.gifu.lg.jp)

評価項目及び評価内容

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出する。
- ② 構成員(3名)の評価点の合計の6割を最低基準とする。最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ③ 各構成員の評価点の高い順から順位点を付す。(1位=3点、2位=2点、3位=1点、…)
- ④ 順位点の合計が最も高い提案者1名を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
<b>提案内容の妥当性 (80 点)</b>					
<b>1 本事業に対する理解について(10 点)</b>					
本事業の趣旨、目的及び本事業に関する本県の現状を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。	10	8	6	3	0
<b>2 業務内容の実施について(70 点)</b>					
【業務(1)関係】 岐阜県内の水力発電ポテンシャルを調査するにあたり、適切な手法が提案されているか。	10	8	6	3	0
【業務(1)関係】 岐阜県内の水力発電ポテンシャルを調査するにあたり、仕様を満たしており、かつ成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	20	15	10	5	0
【業務(2)関係】 導入可能性が高く見込まれる県内の特定地点を選定するにあたり、適切な事業性評価等を行う内容が提案されているか。	10	8	6	3	0
【業務(2)関係】 高い導入可能性が見込まれる県内の特定地点を選定するにあたり、仕様を満たしており、かつ成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。	20	15	10	5	0
仕様書の要求水準を超える、特に評価すべき効果的な提案等があるか。	10	8	6	3	0
<b>実施主体の適格性(15 点)</b>					
<b>1 業務実施の能力について(5 点)</b>					
類似事業の実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。また、業務提案とスケジュールが整合しているか。	5	4	3	2	0
<b>2 業務の実施体制について(5 点)</b>					
業務を適切かつ確実にできる経営基盤を有しているか。また、業務実施スケジュールを適正かつ確実に実施できる人員体制であり、県との連絡調整が迅速に実施できる体制を組んでいるか。	5	4	3	2	0
<b>3 事業費の妥当性について(5 点)</b>					
業務費の積算は提案された内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5	4	3	2	0
<b>社会的課題等への取組に関する評価(5 点)</b>					
<b>1 SDGs への取組について(5 点)</b>					
環境・社会・経済といった SDGs の三側面への取組みがなされているか。	5	4	3	2	0
<b>合計(100 点)</b>					